

気象警報発令時の措置について

気象警報発令時には、場合によっては登下校が危険と判断されることもあるので、適切な判断により身の安全を守ることができるよう、休校等を判断する。

(1) 下記のうち、いずれかが発令されている場合は学校の開校を以下の通りとする。

1. 大阪府のうち「岸和田市」に「暴風」・「大雨」・「大雪」・「洪水」警報のうち、いずれかの「特別警報」が発令されている場合。
2. 大阪府のうち「岸和田市」に「暴風」警報が発令されている場合。

☆ 午前8時現在…警報発令中の場合は、登校を見合わせ自宅待機とする。

すでに解除されている場合は、平常授業とする。

午前10時まで…警報が解除された場合は、第3時限目（11時30分）より授業を始める。

午前10時現在…発令中の場合は、臨時休校とする。

以上、「生活指導」冊子から抜粋。